

2023年7月10日版

株式会社USEN Smart Works

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 SmartHR は株式会社 SmartHR (以下「特定協定事業者」といいます。)のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)です。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の(以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。)を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は、特定協定事業者約款の第2条(定義)11項および、12項は適用しません。

第5条 (利用契約申込みの方法)

本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます。)の申込みをする者(以下「利用申込者」といいます。)は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

第6条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、利用契約の申込みを承諾することにより、当社と利用申込者との間で利用契約が締結されるものとします。(当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。)なお、当社が利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が、当社のサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本

サービスの利用を停止された利用契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条 (申込みの取消し)

本サービスの利用契約申込みを取り消すことはできません。

第8条 (契約開始日)

本サービスの契約開始日は、当社から所定の方法で利用申込者へ通知します。

第9条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの契約開始日から本サービスの提供終了日の属する月分まで発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額(消費税等相当額を含む)を支払うものとします。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第10条 (基本プラン)

本サービスの基本プランには別記 2 に定める種別があります。基本プランは単独で契約できます。

2 一契約の中で複数の基本プランを契約することはできません。

3 契約期間中に基本プランの種別を変更することはできません。

第11条 (オプション)

本サービスには別記 3 に定めるオプションがあります。オプションの申込みには基本プランの契約が必要です。

2 オプションは本サービス利用申込の時期に係わらず申込みことができます。基本プランと同時に申し込む場合は、契約開始日からの年額費用をお支払いいただきます。

基本プランの利用中に後からオプションを申し込む場合は、オプション追加日の属する月の翌月 1 日から契約期間の満了日までの期間で年額費用を月割りした料金をお支払いいただきます。

2 オプションは基本プランと同じアカウント数でご契約いただきます。

第12条 (アカウントの追加)

契約中サービスのアカウント追加は当社への申込手続きを行うことなく契約者の環境から直接行うものとします。追加されたアカウントの契約期間は元の契約期間に準じます。追加されたアカウントの料金は追加した日が属する月の翌月 1 日から元の契約終了までの期間で年額費用を月割りした料金をお支払いいただきます。

2 基本プランのアカウントを追加された場合はオプションも同数になるよう自動でアカウント追加されます。オプションの追加分料金は基本プランの追加に準じて請求いたします。

第13条 (アカウントの減数)

契約期間中のアカウント減数はできません。

第14条 （最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は契約開始日を起算日として1年間とし、当該最低利用期間内に、第16条（契約者が行う利用契約の解除）に基づき利用契約が解除された場合または第17条（当社が行う利用契約の解除）第1項または第25条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第2項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払うものとします。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

2 追加アカウント、オプションの最低利用期間は、基本プランの契約に準じます。

第15条 （契約の更新）

契約期間は当初1年間、その後1年単位の自動更新であり、契約期間満了の3ヶ月前までに第16条（契約者が行う利用契約の解除）に定める解除手続きを行わない限り、さらに1年間自動的に延長されます。契約期間内に、当社との利用契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った場合は、当該残期間分の利用料金が既に支払われている場合でも支払い済利用料金の返金はいたしません。また当該支払済みの利用料金が、残期間分の全ての利用料金に満たない場合には、利用者は、当該不足分の契約期間の残余の期間に対応する利用料金に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払うものとします。

2 更新後のアカウント数は【初回契約時のアカウント数】と【契約満了日時時点で存在する「在籍中」アカウントと「休職中」アカウントを合計した数】を比較し、多いほうを更新後のアカウント数とします。

第16条 （契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除月を指定し、その3ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除月を指定し利用契約を解除するものとします。

2 基本プランの解除時は付随するオプションも解除いただきます。オプションは単独で解除が可能です。

3 当社に解除を通知した後もアカウントを追加することができます。解除契約解除までにアカウント追加があった場合、契約解除後に該当する期間、数量分の料金を請求いたします。

第17条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をなしたとき
- (5) 違法行為をなしたとき
- (6) 本契約に違反したとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前 2 項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、契約開始日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は利用契約を解除することができます。

第18条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第19条 （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社及び特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社及び特定協定事業者が生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社又は特定協定事業者が、当社又は特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

第20条 （再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を株式会社 USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第21条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第22条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第23条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第24条 （業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第25条 （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら

催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

第26条 (準拠法)

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第27条 (合意管轄)

契約者と当社の間でこの利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「SmartHR 利用規約」

<https://smarthr.jp/terms/>

2. 本サービスの基本プラン

種 別
労務管理プラン (50名以下)
労務管理プラン
人事・労務エッセシャルプラン (50名以下)
人事・労務エッセシャルプラン
プロフェッショナルプラン (50名以下) ※
プロフェッショナルプラン ※
タレントマネジメントプラン (50名以下)
タレントマネジメントプラン
タレントマネジメントプラン (人事評価のみ) (50名以下)
タレントマネジメントプラン (人事評価のみ)
タレントマネジメントプラン (従業員サーベイのみ) (50名以下)
タレントマネジメントプラン (従業員サーベイのみ)
HR ストラテジープラン (50名以下)
HR ストラテジープラン

※新規販売を終了しました。

3. 本サービスのオプション

オプション名	対象プラン
文書配布機能オプション	全ての基本プラン
分析レポートオプション	
従業員サーベイオプション	
人事評価オプション	
SSO/SAML オプション	
通勤経路検索機能オプション	

(以下余白)

4. 料金表 (すべて税別表示)

第1表 年額利用料金 (2022年9月30日 までにご契約のお客様)

料金種別	単位	料金額
労務管理プラン (50名以下)	1アカウント	6,600円
労務管理プラン	1アカウント	6,000円
人事・労務エッセシャルプラン (50名以下)	1アカウント	9,600円
人事・労務エッセシャルプラン	1アカウント	9,000円
プロフェッショナルプラン (50名以下)	1アカウント	14,400円
プロフェッショナルプラン	1アカウント	13,200円
タレントマネジメントプラン (50名以下)	1アカウント	12,600円
タレントマネジメントプラン	1アカウント	11,400円
タレントマネジメントプラン (人事評価のみ) (50名以下)	1アカウント	8,400円
タレントマネジメントプラン (人事評価のみ)	1アカウント	7,200円
タレントマネジメントプラン (従業員サーベイのみ) (50名以下)	1アカウント	7,800円
タレントマネジメントプラン (従業員サーベイのみ)	1アカウント	6,600円
HR ストラテジープラン (50名以下)	1アカウント	18,000円
HR ストラテジープラン	1アカウント	16,800円
文書配布機能オプション	1アカウント	2,400円
分析レポートオプション	1アカウント	3,000円
従業員サーベイオプション	1アカウント	3,000円
人事評価オプション	1アカウント	3,600円
SSO/SAML オプション	1アカウント	1,800円
通勤経路検索機能オプション	1アカウント	1,200円

第2表 年額利用料金 (2022年10月1日 以後にご契約のお客様)

料金種別	単位	料金額
労務管理プラン (50名以下)	1アカウント	6,600円
労務管理プラン	1アカウント	6,000円
人事・労務エッセシャルプラン (50名以下)	1アカウント	9,600円
人事・労務エッセシャルプラン	1アカウント	9,000円
タレントマネジメントプラン (50名以下)	1アカウント	9,600円
タレントマネジメントプラン	1アカウント	8,400円
タレントマネジメントプラン (人事評価のみ) (50名以下)	1アカウント	6,000円
タレントマネジメントプラン (人事評価のみ)	1アカウント	4,800円
タレントマネジメントプラン (従業員サーベイのみ) (50名以下)	1アカウント	5,400円
タレントマネジメントプラン (従業員サーベイのみ)	1アカウント	4,200円
HR ストラテジープラン (50名以下)	1アカウント	18,000円
HR ストラテジープラン	1アカウント	16,800円
文書配布機能オプション	1アカウント	2,400円
分析レポートオプション	1アカウント	3,000円
従業員サーベイオプション	1アカウント	3,000円
人事評価オプション	1アカウント	3,600円
SSO/SAML オプション	1アカウント	1,800円
通勤経路検索機能オプション	1アカウント	1,200円

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
株式会社 SmartHR	株式会社USEN Smart Works
お客さま	契約者
有料プラン	基本プラン

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
SmartHR サービス	USEN GATE 02 SmartHR サービス

(以下余白)